

サプライヤー行動規範

2023.05

目次

1. リシュモンの責任ある調達原則	2
2. 一般的な要求事項	3
3. 労働慣行と人権	5
4. 環境	8
5. 懸念事項の適用と特定	10
6. 責任あるサプライチェーンの基準	11
サプライヤー行動規範条件の承認	14

1. リシュモンの責任ある調達原則

リシュモンは、ラグジュアリー分野で世界をリードするメゾンや企業を擁しており、長年にわたり、責任を持ってビジネスを行うことに取り組んでいます。

リシュモンのMovement for better luxury (より良いラグジュアリーのためのムーブメント)は、グループの企業の社会的責任(CSR)戦略で定義されているように、全ての人々に恩恵をもたらすことを目指しています。リシュモンは、ラグジュアリーを生み出す方法を改善し、より持続可能で、責任ある方法でビジネスを展開することを望んでいます。そして、リシュモンのバリューチェーンに関わるさまざまなステークホルダーにポジティブな影響を与えることを目指しています。

リシュモンは、以下のコミットメントを通じて、サプライチェーンにおける持続可能性(サステナビリティ)の向上に取り組んでいます。

- サプライチェーンと調達活動において責任ある慣行を確保する
- 原材料の調達において透明性とトレーサビリティを実現する
- 環境への配慮を事業活動やビジネス上の意思決定に組み込む
- ポジティブな社会的影響をもたらす

リシュモンはサプライヤーに、こうした調達上のコミットメントを達成するための協力を求めます。サプライヤーには、本行動規範を遵守し、その業務において適用される全ての原則へのコンプライアンスを確実なものとするのが求められます。また、サプライヤーが、自社の協力会社やベンダーのビジネス方針や実務にこうした原則を組み込むことを求めるため、コミュニケーションを取ることにも期待されています。

リシュモンはサプライヤーに、国際労働機関(ILO)の条約、世界人権宣言(UDHR)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、女性差別撤廃条約(CEDAW)、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業ガイドラインに規定された原則を遵守することを求めます。

この規範でリシュモンに対して言及している事項は、その傘下の個々のメゾンや事業体にも適用されます。以下に概要が説明されている原則および慣行の適用方法について不明点がある場合は、担当のリレーションシップマネージャーまでお問い合わせください。

この行動規範の要求事項が一貫して満たされ、規範への適合性が検証できることを確実なものとするため、サプライヤーには適切なマネジメントシステムとビジネスプロセスを導入することが期待されます。サプライヤーは、リシュモンがコンプライアンスを検証し、継続的な改善を支援するために、モニタリング視察を実施したり、第三者による監査を要求したりすることがあることを了承するものとします。いかなる状況においても、「サプライヤー行動規範」の翻訳版の間に矛盾がある場合、法的紛争が生じた場合には、英語原文が優先されるものとします。

1.1 持続可能な開発目標(SDGs)

2015年に国連で合意されたSDGsは、2030年に向けた世界的な優先課題および世界のあるべき姿を定めています。リシュモンは、事業活動を通じてSDGsの支援に取り組んでおり、サプライヤーにも、世界を持続可能な道に導くために最善を尽くしていただくことを求めています。各チャプターの冒頭で、関連する要求事項を遵守することでどのSDGsにポジティブな影響が及ぼされるかが説明されています。



1.2 インストラクションを読む

サプライヤーは、この規範をじっくりとお読みいただくをお願いします。セクション1から5は、全てのサプライヤーに適用されます。セクション6には、原材料や部品のサプライヤーに適用される「責任あるサプライチェーン」基準がまとめられています。適用される要求事項を理解した上で、

最後のページに記載されている条件にご同意下さい。

専門用語については、[リシュモン用語集](#)の説明をご覧ください。

2. 一般的な要求事項



2.1 一般的な法律および規制

サプライヤーは、自らの活動および事業を行う国に関連して適用される全ての法律および規制を遵守するものとします。その際、サプライヤーは、確実に継続的なコンプライアンスを実現するために、適切なシステムと管理手段を導入することが求められます。

この行動規範と現地の法律や規制との間に違いや矛盾がある場合は、常により高い基準が優先されるべきとします。

リシュモンは、社員の保護と尊重(平等と多様性、健康と安全等含む)、インテグリティ(誠実さ)のある行動(贈収賄・汚職防止、マネーロンダリング防止、人権遵守、財務上の透明性、環境保護等含む)、顧客やステークホルダーからの信頼の維持(競争・独占禁止、データ保護・プライバシー等含む)を目的とした独自の基準を設けています。この行動規範には、こうした基準が反映されています。

2.2 ビジネス インテグリティ

リシュモンの企業文化や理念は、誠実さと、敬意を払うことへの信念に基づいています。

サプライヤーにもリシュモンの企業文化や理念を共有する方針を確立することを奨励しています。

サプライヤーは、自らの事業活動が信頼性の高い安定した持続可能な取引関係に貢献するということを確実にすることにより、インテグリティ(誠実さ)と信頼を高めることができます。

2.3 贈収賄・汚職防止

サプライヤーは、事業活動を行う全ての国において、贈収賄や汚職を防止するためのあらゆる法規制や関連の規範を遵守するものとします。

サプライヤーは、いかなる形であれ、自らの利益のための、または客観的で公正なビジネス上の意思決定を妨げることがある汚職行為に関与しない、またはかかる行為を示唆しないことが求められます。

サプライヤーは、自らの事業を行う際に、不適切な支払いが提案されたり、なされたり、懇願されたり、受領されたりすることがないように対策を講じる必要があります。

また、贈収賄や汚職行為への関与に関して懸念を表明したり、これを拒否したりする社員を保護するための非報復方針を設定しなければなりません。

2.4 マネーロンダリング防止

リシュモンは、マネーロンダリングやテロへの資金調達を容認しません。

サプライヤーは、取引先や顧客がいかなる形の犯罪活動にも関与していないことを明確にするために、「相手を知る(KYC)」の手順を十分に運用する必要があります。

2.5 競争・独占禁止

サプライヤーは、世界中において、自由で公正な競争を促進する競争法(独占禁止法とも呼ばれます)を厳密に遵守する必要があります。

サプライヤーは、不適切な反競争的行為の疑いや露見につながるような(業界団体や競合他社との)話し合いまたは活動に携わらないことを確実にする必要があります。

2.6 データ保護・プライバシー

サプライヤーは、全ての関連するデータ保護およびプライバシーに関する、法律および規制に定められた義務を遵守するものとします。その際、サプライヤーは適切な技術的・組織的措置を講じて、所有する個人データを不正または違法な処理、偶発的な損失、破壊、損傷、改ざん、開示等から保護するものとします。

サプライヤーがリシュモンの代理で個人データを処理する場合、サプライヤーは、リシュモンの書面による指示に従ってかかる個人データのみを処理し、かかる処理が関連するデータ保護法および規制に確実に準拠するよう義務付けられている関連のデータ処理契約を締結するものとします。必要に応じてデータ保護影響評価(DPIA)を行い、関連するプロジェクトや業務のデータ保護リスクを分析し、特定し、最小限に抑えるものとします。

2.7 製品・取引のコンプライアンス

顧客、社員、その他全ての利害関係者を保護し、環境保護の義務を果たすために、サプライヤーは、リシュモンに供給される製品の適合性を保証するための適合性評価を実施するものとします。適合性評価(ISO/IEC 17000 - 2020で定義されている)は、関連する適用可能な製品規制および業界規格に適合しているかどうかを審査されます。同様に、該当する場合、サプライヤーは、製品およびその適合性評価に関連する適合証明やその他の裏付け資料(試験報告書、適合宣言書、適合証明書、部品表(BOM)、安全データシート、ユーザーガイド等)を維持し、要求に応じて利用できるようにします。

サプライヤーは、適用される国際貿易規則や関連の規範を全面的に遵守して自社の業務活動を行うものとします。こうした規則には、税関法規、非関税障壁規則、国際協定、輸送条約、貿易・経済制裁規則、反ボイコットルール等が含まれますがこれに限定されるものではありません。

2.8 セキュリティ

サプライヤーは、自社の業務活動において、社員、協力会社、訪問者の安全とセキュリティを確保するために、リスクを評価し、対策を講じるものとします。

サプライヤーは、全てのセキュリティ担当者があらゆる人々の人権と尊厳を尊重し、これに関する研修を受けていることを確実にします。

サプライヤーは、詐欺や犯罪、関連する反社会的行為の助長を防ぐために、自社の業務活動において、また業務活動における移動中に、人および換金可能な貴重品の身体的・物理的完全性とセキュリティを確保するものとします。

2.9 持続可能な製品開発

サプライヤーには、製品のライフサイクルを通じて、製品の環境パフォーマンスを最適化し、ポジティブな社会的影響の機会を最大化するために、自社のプロセス、テクノロジー、製品、包装の全サイクルに適切な環境的・社会的配慮を盛り込むことが奨励されます。可能な場合には、製品、包装、梱包は、エコデザイン&エコ効率の原則(リサイクル可能性、削減、再利用可能性、資源使用の制限等の側面を含む)等の「サーキュラーエコノミー(循環型経済)」の原則を考慮し、かつ、計画的陳腐化を回避してデザインされるものとします。

サプライヤーは、提供するサービスまたは製品の「ライフサイクル分析」を確立するための関連データを提供する準備ができています。

2.10 透明性・トレーサビリティ

リシュモンにとっての透明性とは、サプライチェーンの構造や運営方法を理解するためのマッピングを意味します。その根幹には、長年にわたって培われてきたサプライヤーとの緊密な協力関係があります。一方、トレーサビリティとは、リシュモンの製品が生産される工程を確認するためのツールやプロセスを意味します。これによって材料や製品に関連する持続可能性を検証し、サプライチェーン全体における適正な運用を確保することが出来ます。

リシュモンの全てのサプライヤーは、自社のサプライチェーンの透明性と製品のトレーサビリティの向上に積極的に取り組むことが求められます。

サプライヤーは、可能な限りいつでも、製品、部品、材料の履歴、流通、場所、用途を特定し、追跡する責任を負うものとします。また、原材料の原産地に至るまで、上流サプライチェーンにおける全ての当事者の名称および所在地を特定する責任を負います。このことから、サプライヤーは、サプライチェーンにおける当事者の名称および所在地に変更があった場合には、必ずリシュモンに通知するものとします。

サステナビリティの観点から、トレーサビリティは強固で検証可能なものでなければなりません。サプライヤーは、リシュモンが要求した場合にはいつでも、トレーサビリティに関する記録と情報を提供するものとします。

3. 労働慣行と人権



3.1 人権

サプライヤーは、全ての国際的な人権規範を尊重し、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に含まれる事項の実施に取り組むものとします。

サプライヤーは、自らの活動によって人権に悪影響を与えたり、これに寄与したりすることを回避し、かかる影響が発生した場合にはこれに対処するものとします。また、自社の業務活動、製品、サービスに直接関連する人権への悪影響を、たとえそれらの影響に寄与していなくても、防止または緩和するよう努める必要があります。

サプライヤーは、人権デューデリジェンスのプロセスの一環として、リシュモンが合理的に要求する全ての情報を提供するものとします。このデューデリジェンスの一環として、リシュモンはサプライヤーに対して、(その規模に応じた)以下を整えることを求めます。

- 人権を尊重する責任を果たすための公開された方針によるコミットメントを含む、人権コンプライアンスに対処する強力なマネジメントシステム
- 人権に関するリスクと影響を特定し、評価するためのプロセス
- 適切な研修を含む、特定された人権リスクに対応するための戦略
- 自らが引き起こした、または自らが寄与した人権への悪影響の是正を可能にするプロセスと、その対応策の追跡
- 自社の業務活動やサプライヤーの人権コンプライアンスの状況を、第三者監査または内部監査によって評価するプログラム
- 人権を尊重し、現代版奴隷制を防止するために講じられる措置に関するステークホルダーとのコミュニケーション

3.2 差別の禁止

人間は平等かつ公平に扱われなければなりません。サプライヤーは、性別、人種、肌の色、民族的出身、国籍、宗教、年齢、障害、性的指向、性同一性、妊娠、母性、父性、健康状態、社会的背景、政治的所属、組合への参加等に基づいて、特に賃金、雇用、研修への参加、昇進、介護者の保護等に関して、いかなる形態の差別も行ってはなりません。

サプライヤーは、以下を行うものとします。

- 全社員に対する人権についての適切な研修の実施
- 差別やハラスメント、身体的・心理的な暴力の根絶
- 方針や慣行を通じた、全社員の機会均等と包括性の促進
- 多様性が豊かさとして評価される、バランスの取れた社員構成の価値の認識

3.3 過酷な扱い、非人間的な扱いの禁止

サプライヤーは、ILO条約第190号の定義に基づく、身体的な虐待や懲罰、身体的な虐待の脅威、ジェンダーに基づく暴力を含む性的またはその他の形態のハラスメント、言葉による虐待やその他の形態の脅迫を禁止するものとします。サプライヤーは、以下を行うものとします。

- かかる行為の利用または容認
- 適用される懲戒プロセスや手順について社員への明確な伝達
- 苦情処理手順と調査プロセスの整備、その全社員への周知

3.4 雇用上の選択の自由

サプライヤーは、拘束労働、年季奉公、非自発的囚人労働を含む強制労働を使用したり、いかなる形態であれ現代版奴隷制や人身売買に関与したりしてはなりません。労働者は、「手付金」や「身分証明書」を雇用主に預ける必要はなく、合理的な通知の後、自由に雇用主のもとを去ることができます。サプライヤーは、人身売買のリスクに関して、人材紹介会社との関係を監視するものとします。

3.5 契約上の合意

サプライヤーとその協力会社は、社員との合意や労働契約の条件を書面で定める必要があります。雇用契約の条件は、現在施行されている最も厳しい国際基準や法律に従うものとします。こうした労働協定は、安定した雇用を促進し、適用される法律で保護されている社員の権利を侵害しないものである必要があります。

サプライヤーは、不法移民を含む、働く権利を持たない労働者を雇用してはなりません。リシュモンの事前の書面による許可なしに、請け負った仕事を下請けに出したり、在宅で行ったりすることを禁じます。

3.6 児童労働の禁止

15歳未満の者、または雇用と義務教育修了の現地最低年齢もしくは義務教育修了年齢の未満の者の雇用を禁じます。

18歳未満の若年労働者の雇用は、サプライヤーが若年労働者のための特別な手順を定めた場合にのみ行われるものとします。こうした手順には、危険な労働条件、夜間労働、義務教育を完了できない労働時間の禁止、児童の健全な身体的・精神的発育の保護の保証等が含まれるものとします。

3.7 賃金・福利厚生

標準的な1週間の労働に対して支払われる賃金および全ての法的に義務付けられている福利厚生（医療保険、社会保険、年金等）は、最低でも国の法定基準または業界のベンチマーク基準のいずれか高い方を満たすものとします。出来高払いの労働者の場合、その労働日には少なくとも最低日給に相当する金額が支払われなければなりません。賃金は常に、基本的なニーズを満たし、ある程度の自由裁量所得が得られるだけの十分なものでなければなりません。これは、サプライヤーが生活賃金を上昇させる必要があることを意味しています。生活賃金とは、労働者とその家族の適正な生活水準を確保するの

に十分な金額で、特定の場所で労働者が1週間の標準的な労働に対して受け取る報酬を表します。

サプライヤーは、同一賃金国際連合（EPIC）の呼びかけに応じ、同じ価値の仕事に対しては同一の報酬が確実に支払われるようにします。

全ての労働者には、雇用される前に、賃金に関する雇用条件について、また、定められた給与期間の賃金の詳細について、書面による理解しやすい情報が提供されなければなりません。

サプライヤーは、適用される法的要求事項に従い、通常料金または割増料金にて残業手当を補償するものとします。

懲戒処分としての賃金控除は、当該労働者の明示的な許可なくしては認められず、国内法に規定されていない賃金控除も認められません。

3.8 労働時間

サプライヤーは、通常の労働時間が、国際労働機関の条約、国内法規や現行の業界標準に確実に準拠するようにします。

サプライヤーは、以下を行うものとします。

- 通常の労働時間に関し、1週間の労働時間が、定期的に、最大48時間を超過しない
- 7日間の総労働時間が、以下の基準を全て満たす例外的な状況を除き、60時間を超過しない
 - 国内法で認められている場合
 - 労働協約で認められている場合
 - 労働者の健康と安全を守るために、適切な保護措置が講じられている場合
 - 予期せぬ繁忙期、事故、緊急事態等の例外が適用される状況である場合
- 時間外労働は自由意志によるものとし、割増賃金で補償されるものとします。
- 少なくとも国内法規や適用されるセクターの規制に基づき、週休と有給の年次休暇を提供し、出産休暇、育児休暇、思いやり休暇等、法的に義務付けられている全ての休暇規定を遵守します。

労働者には、7日ごとに少なくとも1日の休日を与えるものとします。

3.9 結社の自由・団体交渉の自由

サプライヤーは、労働者が自ら選択した労働団体に加入するか否かの選択の自由を確保するものとします。サプライヤーは、以下を行うものとします。

- 適用される法律や労働協約(存在する場合)の遵守
- 法律によってこうした自由が禁止または制限されている場合、社員の集団代表制の実施や、経営陣と社員との強固で効果的な対話等、並行して行われる対話手段の支援

3.10 安全・衛生

サプライヤーは、安全で衛生的な職場環境を提供することにより、適用される全ての安全衛生法および規制を遵守し、安全・衛生に対する責任を上級管理職の担当者に割り当てるものとします。

サプライヤーは、自社の業務活動に関連する安全・衛生リスクを特定し、各リスクの相対的な重要性を判断し、適切なリスク軽減措置を実施するためのプロセスを有するものとします。労働者は、自身の健康と安全に対する重大なリスクについて通達される必要があります。

労働者は、定期的に記録された安全衛生研修を受講するものとします。こうした研修は新規、または再配置された労働者に対して繰り返し行われるものとします。

サプライヤーは、基本的な安全性と、火災報知器、非常口、避難訓練等、緊急時の適切な対策や手順が講じられ、物理的要求事項が満たされ、個人用保護具が無償提供され、作業に適した安全設備と訓練、緊急医療へのアクセスが保証される、安全で衛生的な職場を、全ての社員および労働者に提供します。

労働者は、安全に飲める水、男女別のトイレや施設を含む適切な衛生設備が利用できることとします。また、該当する場合には、最高の業界基準を満たし、プライバシー、セキュリティ、男女別を考慮した安全で衛生的な宿泊施設も利用できることとします。

サプライヤーは、妊娠中や授乳中の女性、および若年層(実習生等)を保護するための適切な措置を講じるものとします。

サプライヤーは、自社の社員および労働者が関与した全ての労働安全衛生上の事故を調査し、根本原因を特定し、再発防止のために必要な是正措置を決定するものとします。

サプライヤーは、労働安全・衛生に関する適切な手順を導入し、それを常に最新の状態に保ち、確実に周知しなければなりません。

3.11 地域社会への影響

サプライヤーは、自社が業務活動を展開する地域社会を尊重するものとします。リシュモンは、サプライヤーに、関連する地域社会の社会的、環境的、経済的福祉に貢献することで、その地域社会にポジティブな社会的影響を与えることを奨励しています。

4. 環境



4.1 環境マネジメントとコンプライアンス

サプライヤーは、適用される全ての環境法および規制を遵守するものとします。

必要とされる全ての環境上の許可やライセンスを取得し、情報を登録し、制限を守り、その運用や報告に関する要求事項に従います。

サプライヤーは、適切な手法を用いて、自社およびビジネスパートナーの業務活動が及ぼす危害のリスクを特定・評価し、リスクベースのデューデリジェンスを実施する必要があります。サプライヤーは、以下を行うものとします。

- リスクの特定、評価
- 環境への影響を低減する機会を特定し、実行可能な場合は、気候保護のためのパートナーシップを促進
- 環境リスクや影響(特に気候変動、4.3項参照)を防止・軽減するための対策の設置
- 追跡・監視するための手法の準備
- 関連するステークホルダーとの間でのコミュニケーション
- 該当する全社員に対する、環境リスクとその管理に関する研修の実施、情報の提供。こうした研修や情報は、労働者が容易に理解できる形式と言語で提供されなければなりません。

4.2 資源削減と汚染防止

サプライヤーには、資源消費量(化石燃料、化石燃料ベースのバージンプラスチック、水、バージンパルプ等)や環境への影響(排出物、汚染物質、廃棄物等)を最小限に抑えるために最善の努力を継続的にしていただくようお願いしています。また、原材料の循環利用の推進もお願いしています。

汚染物質の排出や廃棄物の発生は、発生源で、または汚染管理装置の追加や生産・保守プロセスの変更等の方法で、最小化または排除されなければなりません。

4.3 エネルギー使用量と温室効果ガス(GHG)排出量

サプライヤーは、エネルギー消費量をモニターし、温室効果ガス(GHG)排出量を削減し、気候変動に対処するための行動をとるものとします。

サプライヤーは以下を行うものとします。

- カーボンフットプリントに関連するデータの収集・記録、要求に応じてリシュモンへのデータ提供
- 自らの業務活動に伴うGHG排出量を継続的に削減するための計画と目標の策定
- 再生可能エネルギーの利用の実証的な増加

4.4 水

サプライヤーは、持続可能な水管理を実施するものとします。

サプライヤーは以下を行うものとします。

- 水に関連するデータの収集・記録、要求に応じてリシュモンへのデータ提供
- 水消費の削減とリサイクルのための計画と目標の策定

廃水は、現地の法律を遵守し、汚染を防止するよう処理され、浄化されるものとします。

水不足の地域にあるサプライヤーは、強力な水管理システムを導入し、地域社会への悪影響を最小限に抑えるためのデータ(取水量、水消費量、廃水量、リサイクル水量等)を収集するものとします。

4.5 廃棄物

サプライヤーは、汚染を防止し、重大な廃棄物の発生源を特定し、特定された廃棄物を責任を持って管理するものとしします。

サプライヤーは、以下を行うものとしします。

- 廃棄物の発生に関連するデータの収集・記録、要求に応じてリシュモンへのデータ提供
- 廃棄物の削減とリサイクルのための計画と目標の策定。実行可能な場合はサーキュラーエコノミー（循環型経済）の原則（削減、再利用、リサイクル、回収）を適用
- 適用される法律、または適用される法律が存在しない場合は、国際基準に沿って廃棄物を処分
- 廃棄物が廃棄物処理場に送られるのを防ぐよう最善を尽くす

4.6 化学物質

サプライヤーは、最終製品に含まれたり、生産工程で使用されたりする化学物質の制限、登録、必要に応じての認可や通知に関して、該当する市場に適用される法的要求事項（EU REACH規則等）に基づき、適用される全ての法律および規制を遵守するものとしします。

サプライヤーはさらに、化学物質の使用による環境への影響や安全衛生面での懸念を軽減するために、新しいプロセスやベストプラクティスを採用するものとしします。

また、自社施設の危険物質の在庫リストを維持も行います。危険物質が使用される場所ではどこでも、安全データシート（または同等の資料）にアクセスできるものとしします。化学物質は正しくラベル付けされ、関連するリスクはそれらを使って作業を行う全ての社員に明確かつ積極的に周知されているものとしします。

4.7 生物多様性

サプライヤーは、生物多様性への影響を回避し、最小限に抑えるものとしします。

サプライヤーは、自社の活動に関連した生物多様性保全の機会を探るものとしします。

サプライヤーは、生物多様性や地元住民の暮らしにポジティブな影響を生み出すよう最善の努力を払うものとしします。

鉱山分野のサプライヤーには、世界遺産での探査や採掘を禁じます。自社の業務活動によって影響を受ける「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（IUCN（国際自然保護連合）のKBA特定のためのグローバルスタンダードに準拠）を特定し、生物多様性への影響を最小限に抑えるための緩和手段を用意するものとしします。

5. 懸念事項の適用と特定



5.1 一般的なコンプライアンス

リシュモンは、サプライヤーがこの行動規範の原則を、ともに事業活動を展開する自社の社員、協力会社、関連する第三者に周知し、それぞれの業務にこの原則が確実に組み込まれることを期待しています。

サプライヤーは、この行動規範に定められた要求事項に関して、問題がある、または問題が発生する可能性があると思われる場合には、リシュモンが検討するために改善計画案とともに、積極的にこうした問題を報告するものとしします。

5.2 懸念事項の報告・告発

サプライヤーは、社員、協力会社、関連する第三者が、報復、脅迫、嫌がらせの脅威を受けることなく、実際のまたは疑わしい不正行為を匿名で報告できるよう、独立した苦情処理および告発手段を可能にするシステムを導入します。

サプライヤーには、報告された全ての懸念事項を真摯に受け止め、機密保持の要求事項を尊重しながら、公正、誠実、かつタイムリーな方法で対処することが求められます。

サプライヤーは、調査を行い、必要に応じて是正措置を講じ、それらを記録するものとしします。

リシュモンの代理で行っている業務に関する懸念や、この行動規範に関する不正行為の疑いも、richemont.ethicspoint.comに報告することができます。

リシュモンは、提起された懸念を調査し、可能であれば、調査結果につきサプライヤーと協議し、守秘義務を尊重します。

5.3 評価

リシュモンは、この行動規範の条件を遵守しているかどうかについて、サプライヤーに情報を求める権利を有します。

必要に応じて、リシュモンは、独立した検証または適切な認証によって、遵守の証拠を提供するようサプライヤーに求めることがあります。

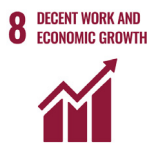
リシュモンは、サプライヤーがこの行動規範の条件を遵守しているかどうかを確認するために、製品や材料を独自にテストする権利を有します。

リシュモンは、この行動規範の遵守状況を確認するために、データを要求し、サプライヤーの生産施設とその協力会社やサプライヤーの施設を視察したり、独立した第三者検証会社に視察させたりする権利を有します。

5.4 違反

リシュモンは、サプライヤー、またはそのサプライヤーや協力会社がこの行動規範に違反した場合、かかるサプライヤーとの取引関係を終了させる権利を有します。違反が発覚した場合、リシュモンはまずサプライヤーと協力して、適切な改善策を見つけ、改善に向けてこれを活用します。サプライヤーが協力や改善の意思がないことを構造的に示す場合、取引関係を終了することが最後の手段となります。この行動規範への違反を理由にサプライヤーを排除する決定は、ネガティブな影響を緩和する手段が失敗した場合、または実行不可能な場合にのみ行われます。

6. 責任あるサプライチェーンの基準



このセクションに記載されている要求事項は、原材料、部品、および完成品のサプライヤーに適用されます。こうした要求事項は、長期的に持続可能なサプライチェーンを目指すリシュモンの意欲をサポートするもので、これまでのセクションの要求事項を補完するものになります。

6.1 環境マネジメントシステム

製造および原材料のサプライヤーには、環境コンプライアンスの義務を果たし、環境負荷を軽減するため、環境マネジメントシステム (ISO 14001等) を構築することが推奨されます。サプライヤーは、環境アクションプランを策定し、環境への影響を監視するものとします。

製造および原材料のサプライヤーは、要求に応じて、その環境アクションプランをリシュモンと共有するものとします。

6.2 規制対象物質

サプライヤーは、リシュモンに供給する製品が、「リシュモン製品制限物質リスト (PRSL)」の最新版に適合していることを保証しなければなりません。

リシュモンは、サプライヤーに対して、自社のサプライチェーンにおいて、こうした規制が自社の事業方針や慣行に確実に組み込まれていることを求めています。

6.3 アニマルウェルフェア

サプライヤーは、動物を大切に扱い、アニマルウェルフェア (動物福祉) の5つの自由を尊重するものとします。

- 空腹と渇きからの自由: 健康と活力を十分に維持できる新鮮な水と食事が与えられること
- 不快からの自由: 避難場所や快適な休息場所を含む適切な環境を提供すること
- 痛みや傷、病気からの自由: 予防や迅速な診断・治療が行われること
- 正常な行動を発現する自由: 十分なスペース、適切な設備、同種の動物の仲間を提供すること

- 恐怖や苦悩からの自由: 精神的苦痛を避けるための条件を満たし扱いをすること

さらに、サプライヤーは、生きた動物の捕獲、維持、繁殖、飼育、輸送、取り扱い、屠殺に関連して、サプライヤーが製造する製品に該当する場合には、責任あるラグジュアリーイニシアチブの動物調達原則を適用するものとします。

6.4 絶滅危惧種

サプライヤーは、絶滅危惧種または保護種を原料とする原材料の調達、輸入、使用、輸出に関して、ワシントン条約 (CITES) に加え、国際的および地域的な特別規制を全面的に遵守するものとします。

6.5 紛争地域および高リスクの地域からの鉱物に対するデューデリジェンス

ゴールド、シルバー、プラチナグループメタル (PGM)、ダイヤモンド、カラーストーンのサプライチェーンに関わるサプライヤーは、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」(「OECDガイダンス」) および「リシュモン原材料調達方針」に従って、サプライチェーンのデューデリジェンスを実施し、文書化するものとします。

中小企業の場合は、その規模と状況に応じたデューデリジェンスを行うものとします。ただし、少なくとも方針、目的に見合ったデューデリジェンスプロセス、救済を可能にするプロセスは用意されているものとします。リシュモンによる、中小企業のデューデリジェンスプロセスの確立の支援の提供が可能です。その際には、サプライチェーン情報へのアクセスが必要となります。

6.6 ゴールド、シルバー、 プラチナグループメタル (PGM)*

ゴールド、シルバー、PGMのサプライチェーンに関わるサプライヤーは、「責任ある宝飾品業のための協議会」が定める行動規範の認証を受けることが求められます。同等性が明確に実証される場合には、その他の基準も考慮されます。

サプライヤーは、供給されるゴールド、シルバー、PGMが、人権と労働者の権利を尊重し、コンフリクトフリー（紛争とは無縁）であり、環境にダメージを与えない方法によって、責任を持ってリサイクルまたは採掘されたことを可能な限り保証するものとします。

6.7 ダイヤモンド*

ダイヤモンドのサプライチェーンに関わるサプライヤーは、「責任ある宝飾品業のための協議会」が定める「行動規範」の認証を受けることが求められます。同等性が明確に実証される場合には、その他の基準も考慮されます。

サプライヤーは、人権、労働者の権利、マネーロンダリング防止・汚職防止の慣行に関する普遍的な基準を促進することを目的とした「キンバリー・プロセス認証制度 (KPCS)」と「ワールド・ダイヤモンド・カウンシル (WDC)」の自主的な保証制度を遵守するものとします。サプライヤーは、全てのインボイスに、WDCの保証声明があることを確認するものとします。

サプライヤーは、以下を行うものとします。

- 品質と自然性に関するリシュモンの仕様に厳密に準拠した、合法的な供給源からの非処理の天然ダイヤモンドのみの提供
- 国内外の法律および業界のベストプラクティスに則った、ダイヤモンドの物理的全特性の開示

ダイヤモンドのカットおよび研磨に従事するサプライヤーは、コバルトを含まないダイヤモンド含浸スライフを使用するものとします。

リシュモンが、リシュモンに供給される製品に使用する目的で、サプライヤーのためにダイヤモンドを購入した場合、サプライヤーはそのダイヤモンドだけを使用するものとし、他のダイヤモンドと交換する等の行いは禁じます。

6.8 カラーストーン

カラー石のサプライチェーンに関わるサプライヤーは、そのカラーストーンが、人権と労働者の権利を尊重し、コンフリクトフリー（紛争とは無縁）であり、環境にダメージを与えない方法により、採掘または処理されたことを可能な限り保証するものとします。サプライヤーは、積極的にサプライチェーンに働きかけ、透明性を高め、デューデリジェンス プロセスを実施するものとします。そのためにも、サプライヤーには、ジェムストーン&ジュエリー・コミュニティ・プラットフォームが提供するツールを利用することが推奨されます。

カラー石のサプライチェーンに関わるサプライヤーは、「責任ある宝飾品業のための協議会」が定める行動規範の認証を受けることが強く推奨されます。同等性が明確に実証される場合には、その他の基準も考慮されます。

サプライヤーは、国内外の法律および業界のベストプラクティスに則り、カラー石の物理的特性（処理に関する詳細情報を含む）を余すところなく開示するものとします。

6.9 レザー&ファー

レザーのサプライヤーには、原皮（現地産のものが望ましい）の調達による環境への影響を軽減することを強く働きかけています。サプライヤーは、森林破壊への間接的な影響を認識し、これを前年比で最小化することに積極的に取り組むことが求められます。リシュモンは、森林破壊のリスクに関する情報を取得する権利を有します。

レザーのサプライヤーには、環境認証 (ISO 14001、LWG等) の取得が強く推奨されます。サプライヤーには、なめし工程の環境への影響を軽減するための措置を講じるよう推奨されます。

クロコダイルの皮は、ICFA (国際クロコダイル養殖業者協会) の認証を受けた養殖場から調達することが望ましいものとします。

サプライヤーは、リシュモンに対し、原産（飼育）国に加え、要求に応じて屠殺場の場所と皮なめし工場の場所の情報を提供するものとします。

ファー（毛皮）は、強固なサプライチェーンの検証または公認の国際認証制度 (WelFur等) によってアニマルウェルフェアが保証できる場合にのみ調達されるものとします。リサイクルファーの使用が推進されます。

*6.7項および6.8項に含まれるRJC認証の要件は、リシュモンのオンライン販売事業（例：YOOX NET-A-PORTER Group、Watchfinder & Co.など）のサプライヤーに対する奨励として考慮されるべきものです。

6.10 林産物

サプライヤーは、自らの行動が森林に悪影響を及ぼさないことを確実にものとします。

サプライヤーは、サプライチェーンに違法な林産物が混入しないことを確実にする対策を講じ、適用される規制 (EU木材規制等) を遵守するものとします。

サプライヤーには、紙、パッケージ、およびその他の木材を使用した製品を、リサイクルで、または持続可能な管理がなされていると認証された森林から責任ある方法で調達することが求められます。林産物は、FSC (森林管理協議会) の認証を受けている必要があります。

必要に応じて、サプライヤーは自らのサプライヤーに対するデューデリジェンスを行います。

6.11 フレグランス

香水・化粧品業界に携わるサプライヤーは、その知識の及ぶ限りにおいて、供給する香料化合物、処方、包装部材、最終製品が、その意図された使用に対して安全であり、世界中のあらゆる適用法に準拠していることを保証するものとします。

使用するアルコールは、天然由来のものに限ります。

使用するガラスの原料は、ポストコンシューマーリサイクル (PCR) されたものが望ましいものとします。

6.12 テキスタイル

サプライヤーは、高水準の環境スチュワードシップを有するものとします。サプライヤーは、特に、以下を行うものとします。

- 水の効率的、かつ、責任ある使用
- 生物多様性の保護・回復の推進。自然の生態系が損なわれないことを確実にする。

サプライヤーは、より持続可能なファッションシステムに向けて最善を尽くすものとします。材料は高品質でなければならない、リシュモンはサプライヤーが以下の基準に向かって継続的に取り組むことを奨励します。

- オーガニック (オーガニックテキスタイル世界基準 (GOTS) 等) またはリサイクル (グローバル・リサイクルド・スタンダード (GRS)) 素材を好ましいとする
- 天然繊維は、オーガニック由来のものを調達するのが望ましいものとする

- 人工繊維は、FSC認証を受けた供給源からのものであるか、または閉ループ生産システムで生産されたものとする
- 合成繊維は、リサイクルされたもの、またはバイオベースの供給源からのものとするのが望ましいとする (バイオベースの供給源は、廃棄物ベースの原料からのものとし、そうでなければ、その原料が食料や原料の生産と競合したり、森林破壊に寄与したりしないことを証明すること (コンテンツ・クレーム・スタンダード (CCS) 等)
- ウールは、レスポンシブル・ウール・スタンダード (RWS) または同等の規格に準拠しているものとする。ヒツジのミュールシングは禁止行為とする
- ダウンは、レスポンシブル・ダウン・スタンダード (RDS) または同等の規格に準拠しているものとする。ダウンとフェザーのライブブラッキングは厳禁

6.13 プラスチック

サプライヤーは、PVCを含むいかなる製品またはサービスも提供してはなりません。

さらに、サプライヤーは、以下の方法で、プラスチックの環境負荷を低減するために最善を尽くすものとします。

- 有害なプラスチック (ABS、PS、PU等) の使用を避ける
- 化石燃料由来のバージンプラスチックの使用を最小限に抑える
- リサイクル可能なプラスチックを使用し、再生プラスチック (GRS認証を受けたプラスチック等) の使用を増やす
- プラスチックの寿命を延ばし、エンド・オブ・ライフ (EOL) 管理を改善する

